

一宮町国民健康保険税賦課徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和4年6月21日

一宮町長

馬淵昌也



一宮町条例第16号

一宮町国民健康保険税賦課徴収条例の一部を改正する条例

一宮町国民健康保険税賦課徴収条例（昭和32年一宮町条例第3号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「100分の7.7」を「100分の7.5」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（適用区分）

2 改正後の一宮町国民健康保険税賦課徴収条例の規定は、令和4年度以後の年度分の国民健康保険税に適用し、令和3年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。